

意見募集する案の概要等

計画等の案の名称	第 10 次島田市高齢者保健福祉計画（第 9 期島田市介護保険事業計画）																								
趣旨	<p>本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく「老人福祉計画」と介護保険法第 117 条に基づき「介護保険事業計画」を一体的に策定するもので、計画期間は令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間となっています。</p> <p>本計画により介護保険事業を含む高齢者保健福祉施策全体の方向性を示し、多様な事業を体系的に推進していきます。</p>																								
案のポイント	<table border="1" data-bbox="491 748 1442 1429"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 748 624 792"></th> <th data-bbox="624 748 986 792">名称</th> <th data-bbox="986 748 1442 792">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 792 624 846">第 1 章</td> <td data-bbox="624 792 986 846">計画の策定にあたって</td> <td data-bbox="986 792 1442 846">計画の位置づけ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 846 624 943">第 2 章</td> <td data-bbox="624 846 986 943">高齢者を取り巻く状況</td> <td data-bbox="986 846 1442 943">統計資料やアンケートによる島田市の現状分析と将来推計</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 943 624 1039">第 3 章</td> <td data-bbox="624 943 986 1039">基本構想</td> <td data-bbox="986 943 1442 1039">基本理念、基本方針、基本目標、基本施策及び主な事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1039 624 1135">第 4 章</td> <td data-bbox="624 1039 986 1135">地域包括ケアシステムの深化・推進へ</td> <td data-bbox="986 1039 1442 1135">地域包括ケアシステムを深化・推進するための方向性</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1135 624 1232">第 5 章</td> <td data-bbox="624 1135 986 1232">高齢者施策の取組</td> <td data-bbox="986 1135 1442 1232">主な事業の実施方針と各指標の計画値</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1232 624 1328">第 6 章</td> <td data-bbox="624 1232 986 1328">介護保険料の設定にあたって</td> <td data-bbox="986 1232 1442 1328">第 1 号被保険者の保険料の設定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1328 624 1424">第 7 章</td> <td data-bbox="624 1328 986 1424">計画の推進に向けて</td> <td data-bbox="986 1328 1442 1424">計画推進のための体制や評価項目</td> </tr> </tbody> </table>		名称	概要	第 1 章	計画の策定にあたって	計画の位置づけ	第 2 章	高齢者を取り巻く状況	統計資料やアンケートによる島田市の現状分析と将来推計	第 3 章	基本構想	基本理念、基本方針、基本目標、基本施策及び主な事業	第 4 章	地域包括ケアシステムの深化・推進へ	地域包括ケアシステムを深化・推進するための方向性	第 5 章	高齢者施策の取組	主な事業の実施方針と各指標の計画値	第 6 章	介護保険料の設定にあたって	第 1 号被保険者の保険料の設定	第 7 章	計画の推進に向けて	計画推進のための体制や評価項目
	名称	概要																							
第 1 章	計画の策定にあたって	計画の位置づけ																							
第 2 章	高齢者を取り巻く状況	統計資料やアンケートによる島田市の現状分析と将来推計																							
第 3 章	基本構想	基本理念、基本方針、基本目標、基本施策及び主な事業																							
第 4 章	地域包括ケアシステムの深化・推進へ	地域包括ケアシステムを深化・推進するための方向性																							
第 5 章	高齢者施策の取組	主な事業の実施方針と各指標の計画値																							
第 6 章	介護保険料の設定にあたって	第 1 号被保険者の保険料の設定																							
第 7 章	計画の推進に向けて	計画推進のための体制や評価項目																							
論点	<p>○地域包括ケアシステムを深化・推進するための方向性と施策の体系（第 3・4 章）</p> <p>○主な事業の方向性（第 5 章）</p>																								
経緯等	<p>○令和 4 年度に一般高齢者、在宅の要支援・要介護認定者等を対象とする「高齢者等実態調査」を実施し、高齢者を取り巻く環境や介護についての考え方等を調査しました。</p> <p>○高齢者保健福祉部局において、前計画における各施策の実績評価を行い、本計画における方向性を検討しました。</p> <p>○学識経験者、医療関係者、介護事業関係者、地域福祉関係者、自治会連合会の代表者、保健関係者、市民で構成する「高齢者保健福祉計画等策定委員会」において、施策の方向性と計画案を検討しました。</p>																								

<p>スケジュール (予定)</p>	<p>○12月18日～1月17日 パブリックコメント募集 ○2月8日 第5回島田市高齢者保健福祉計画等策定委員会 ○2月中旬 パブリックコメント回答 ○2月～3月 島田市議会2月定例会(介護保険条例改正) ○3月末 第10次島田市高齢者保健福祉計画(第9期島田市介護保険事業計画)完成</p>
<p>関係法令等</p>	<p>老人福祉法、介護保険法</p>